

## 公告

平成17年度長野県教育職員免許法認定講習を次のように開設します。

平成17年5月30日

長野県教育委員会

## 1 講習期間等

## (1) 講習期間

- ア A期 平成17年7月27日(水)から7月29日(金)まで
- イ B期 平成17年8月9日(火)から8月11日(木)まで
- ウ C期 平成17年8月22日(月)から8月24日(水)まで
- エ D期 平成17年10月24日(月)から10月26日(水)まで
- オ E期 平成17年7月27日(水)から7月29日(金)まで
- カ F期 平成17年8月1日(月)から8月3日(水)まで
- キ G期 平成17年8月10日(水)から8月12日(金)まで
- ク H期 平成18年1月5日(木)から1月7日(土)まで

## (2) 講義時間

講義時間は、午前10時から午後4時までとします。

## (3) 留意事項

- ア 初日の受付は、午前9時からとします。
- イ 講義1時間に対して、2時間の学修を行う必要があることとします。

## 2 会場

| 期間 | 会場       | 所在地             |
|----|----------|-----------------|
| A期 | 総合教育センター | 塩尻市片丘字南唐沢6342-4 |
| B期 | 総合教育センター | 塩尻市片丘字南唐沢6342-4 |
| C期 | 総合教育センター | 塩尻市片丘字南唐沢6342-4 |
| D期 | 総合教育センター | 塩尻市片丘字南唐沢6342-4 |
| E期 | 長野県庁西庁舎  | 長野市南長野幅下692-2   |
|    | 佐久合同庁舎   | 佐久市跡部65-1       |
|    | 寿台養護学校   | 松本市寿豊丘811-88    |
| F期 | 伊那養護学校   | 伊那市西箕輪8274      |
| G期 | 長野県庁講堂   | 長野市南長野幅下692-2   |
| H期 | 松本盲学校    | 松本市旭2-11-66     |
|    | 長野ろう学校   | 長野市三輪1-4-9      |
|    | 上田養護学校   | 上田市岩下462-1      |

## 3 講座区分、授与単位数等

| 教育職員免許法施行規則に定める教育科目    |                                    | 開設科目                              | 単位数               | 免許状の種類               | 定員                     | 対象者                         |                    |
|------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 教科に関する科目               | 国語                                 | 国語・国文学                            | 1                 | 小学校教諭一種              | 40人                    | 小・中学校教諭                     |                    |
|                        | 国文学                                |                                   |                   | 中学校教諭一種(国語)          |                        |                             |                    |
|                        | 理科                                 | 理科・生物学                            | 1                 | 小学校教諭一種              | 20人                    |                             |                    |
|                        | 生物学                                |                                   |                   | 中学校教諭一種(理科)          |                        |                             |                    |
|                        | 家庭                                 | 家庭科・保育学                           | 1                 | 小学校教諭一種              | 20人                    |                             |                    |
|                        | 保育学(家庭生活基礎も含む。)                    |                                   |                   | 中学校教諭一種(家庭科)         |                        |                             |                    |
|                        | 英語                                 | 英語・英語学                            | 1                 | 中学校教諭一種(英語)          | 20人                    |                             | 中学校教諭              |
|                        | 英語学                                |                                   |                   |                      |                        |                             |                    |
| 職業指導                   | 職業指導                               | 1                                 | 高等学校教諭一種(工業・農業実習) | 20人                  | 高等学校実習助手(工業・農業)        |                             |                    |
| 工業                     |                                    |                                   | 高等学校教諭一種(工業実習)    |                      |                        | 高等学校実習助手(工業)                |                    |
| 養護に関する科目               | 学校保健                               | 学校保健                              | 1                 | 養護教諭一種               | 30人                    | 養護教諭                        |                    |
|                        | 栄養学(食品学も含む。)                       | 栄養学                               | 1                 | 養護教諭一種               | 70人                    |                             |                    |
| 特殊教育(自律教育)に関する科目       | 盲学校                                | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 視覚障害児指導法(教育課程)    | 1                    | 盲学校教諭一種、二種             | 40人                         | 盲学校教諭<br>小中高等学校教諭  |
|                        | 聾学校                                | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 聴覚音声障害児指導法(教育課程)  | 1                    | 聾学校教諭一種、二種             | 40人                         | 聾学校教諭<br>小中高等学校教諭  |
|                        | 養護学校                               | 教育の基礎理論に関する科目                     | 障害児教育制度論          | 1                    | 養護学校教諭一種、二種            | 130人                        | 養護学校教諭<br>小中高等学校教諭 |
|                        |                                    |                                   | 障害児教育             | 1                    |                        | 130人                        |                    |
|                        |                                    | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 障害児の生理及び病理        | 1                    |                        | 130人                        |                    |
|                        |                                    |                                   | 障害児心理             | 1                    |                        | 130人                        |                    |
|                        |                                    | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 障害児指導法            | 1                    |                        | 120人                        |                    |
|                        |                                    |                                   | 障害児教育課程           | 1                    |                        | 130人                        |                    |
| 教職に関する科目               | 教職の意義等に関する科目                       | 教育の意義及び教員の役割                      | 教育参加              | 1                    | 40人                    | 小・中学校教諭<br>養護教諭<br>高等学校実習助手 |                    |
|                        | 教育の基礎理論に関する科目                      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想              | 学校教育基礎論           | 1                    | 80人                    |                             |                    |
|                        |                                    | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項              | 教育経営              | 1                    | 60人                    |                             |                    |
|                        | 教育課程及び指導法に関する科目                    | 各教科の指導法                           | 社会科教科教育法          | 1                    | 小学校教諭一種<br>中学校教諭一種(社会) |                             | 60人                |
| 特別活動の指導法               |                                    | 特別活動                              | 1                 | 40人                  | 小・中学校教諭                |                             |                    |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 生徒指導概論                            | 1                 | 小中高等学校教諭一種<br>養護教諭一種 | 60人                    | 小・中学校教諭<br>養護教諭<br>高等学校実習助手 |                    |

## 4 講座配置、成績審査の方法等

| 科目                   | 区分 | 会場                                  | 講師                             | 成績審査の方法 | 持参品   |
|----------------------|----|-------------------------------------|--------------------------------|---------|---|
| 国語・国文学               | A期 | 総合教育センター<br>第1パソコン研修室               | 信州大学教育学部教授<br>堀井謙一             | 報告書     | なし  |
| 理科・生物学               | B期 | 総合教育センター<br>生物・物理研修室                | 信州大学教育学部助教授<br>坂口雅彦            | 報告書     | 中学校理科第2分野教科書<br>(使用している出版社でよい)<br>教材費300円程度<br>白衣・タオル |
| 家庭・保育学               | C期 | 総合教育センター<br>被服・食物研修室                | 信州大学教育学部教授<br>岡野雅子             | 筆記試験    | 小学校学習指導要領(家庭編)<br>中学校学習指導要領(技術家庭編)                    |
| 英語・英語学               | C期 | 総合教育センター<br>第6研修室                   | 信州大学教育学部助教授<br>大竹芳夫            | 筆記試験    | 勤務校で使用している教科書   |
| 職業指導                 | D期 | 総合教育センター<br>M・M研修室                  | 信州大学教育学部教授<br>川島一夫             | 報告書     | 「臨床心理学から見た生徒指導・教育相談」(ブレーン出版)1,900円<br>実習費1,000円       |
| 工業                   | D期 | 総合教育センター<br>第1パソコン研修室               | 信州大学工学部教授<br>清水保雄              | 筆記試験    | 「基礎機械材料学」金子須藤<br>他1名著(朝倉書店)3,990円<br>ノートパソコン(可能なら)    |
| 学校保健                 | B期 | 総合教育センター<br>第2研修室                   | 飯田女子短期大学助教授<br>大曾根孝子           | 報告書     | 「新学校保健実務必携・第7次改訂版」(第一法規)<br>テキスト代3,200円<br>マジック黒・他1色  |
| 栄養学                  | C期 | 総合教育センター<br>生涯学習研修室                 | 飯田女子短期大学教授<br>片桐充昭             | 筆記試験    | 「わかりやすい栄養学」第2版(ヌーヴェルヒロカワ)<br>2,100円                   |
| 視覚障害児指導法<br>(教育課程)   | H期 | 長野盲学校                               | 上越教育大学学校教育学部教授<br>大庭重治         | 筆記試験    | なし  |
| 聴覚音声障害児指導法<br>(教育課程) | H期 | 松本ろう学校                              | 上越教育大学学校教育学部教授<br>我妻敏博         | 報告書     | なし  |
| 障害児の生理及び<br>病理       | E期 | 寿台養護学校                              | 信州大学教育学部教授<br>田巻義孝             | 報告書     | なし  |
| 障害児心理                | H期 | 上田養護学校                              | 信州大学教育学部教授<br>小島哲也             | 筆記試験    | なし  |
| 障害児指導法               | E期 | 長野県庁西庁舎<br>111・112号会議室              | 信州大学教育学部教授<br>小島哲也             | 報告書     | なし  |
| 障害児教育課程              | G期 | 長野県庁講堂                              | 信州大学教育学部助教授<br>永松裕希            | 報告書     | なし  |
| 障害児教育                | F期 | 伊那養護学校                              | 信州大学教育学部助教授<br>上村恵津子           | 報告書     | なし  |
| 障害児教育制度論             | E期 | 佐久合同庁舎講堂                            | 信州大学教育学部助教授<br>永松裕希            | 報告書     | なし  |
| 教育参加                 | D期 | 総合教育センター<br>第6・7研修室                 | 信州大学教育学部教授<br>山崎保寿             | 筆記試験    | 「教育課程の理論と実践」<br>(学陽書房)2,600円<br>ノート                   |
| 学校教育基礎論              | B期 | 総合教育センター<br>生涯学習研修室                 | 信州大学高等教育<br>システムセンター教授<br>坂本保富 | 筆記試験    | 「人間存在と教育」<br>坂本保富著(振学出版)<br>2,000円                    |
| 特別活動の理論と<br>実践       | B期 | 総合教育センター<br>第1研修室及び第1・2オン<br>ライン研修室 | 信州大学教育学部助教授<br>伏木久始            | 報告書     | 文具代100円程度<br>勤務校の年間行事予定表のコピー                          |

|          |    |                        |  |      |                                    |
|----------|----|------------------------|--|------|------------------------------------|
| 社会科教科教育法 | A期 | 総合教育センター<br>生涯学習・第5研修室 | 信州大学教育学部教授<br>澁澤文隆<br>信州大学教育学部助教授<br>栗原久 | 筆記試験 | 「小学校学習指導要領解説社会編」(日本文教出版)100円       |
| 教育経営     | D期 | 総合教育センター<br>第1研修室      | 信州大学教育学部助教授<br>武者一弘                      | 筆記試験 | 「教育六法」(可能なら)                       |
| 生徒指導概論   | C期 | 総合教育センター<br>第5研修室      | 信州大学教育学部助教授<br>高橋知音                      | 筆記試験 | 「臨床心理学からみた生徒指導・教育相談」(ブレーン出版)1,900円 |

(注) 「持参品」欄の参考書等は、各自で用意し、持参すること。

5 受講者の範囲

原則として、3の表の対象者欄に掲げる者としませんが、定員の範囲内で、その他の者の受講も認めることがあります。

6 受講手続等

- (1) 受講希望者は、教育事務所で交付する教育職員免許法認定講習受講申込書(ホームページにも掲載)に必要事項を記入の上、平成17年6月17日(金)までに、教員である者にとっては学校の所在地を、教員以外の者にとっては住所地を所管する教育事務所に提出してください。
- (2) 受講希望者が定員を上回った場合は、原則として申込順により受講者を決定しますが、自律教育(特殊教育)に関する科目の受講者については、取得単位数の多い者や自律教育(特殊教育)経験年数の長い者を優先します。また、定員を下回った場合は、開講しないことがあります。  
各開講科目とも、受講希望者に受講決定通知書等を7月上旬に通知します。
- (3) 受講する者は、受講料(1単位の講習課程ごとに600円)を長野県収入証紙(教育職員免許法認定講習受講書にはって、消印はしないでください。)により納付してください。

7 その他

- (1) 講義時間の5分の4以上の出席が無ければ、単位の認定は行いません。
- (2) 講師の用意した印刷物等については、講師が実費を徴収することがあります。
- (3) 各講座とも筆記用具を必ず持参してください

教学指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年5月30日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考査方法

| 講習科目               | 時間数 | 考査方法                           |
|--------------------|-----|--------------------------------|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令   | 3時間 | 講習終了後正誤式による考査を行う。<br>(所要時間60分) |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 2時間 |                                |

3 受講手続

- (1) 受講の申込み  
講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。
- (2) 申込書の受付期限  
講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

| 受講対象者  | 講習会開催月日  | 時間            | 講習会場 | 参集範囲 |
|--|----------|---------------|------|------|
| 長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。) | 7月28日(木) | 午前10時から午後4時まで | 飯田会場 | 県下一円 |

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年5月30日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。
- 講習科目及び時間数

| 講習科目               | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令   | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

## 3 受講手続

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地为管轄する警察署長に申し込むこと。

## (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書によって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

- 受講当日は、筆記用具を携帯すること。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別表

| 受講対象者   | 講習会開催月日  | 時間               | 講習会場 | 参集範囲 |
|---|----------|------------------|------|------|
| 長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの | 7月6日(水)  | 午後1時から<br>午後4時まで | 佐久会場 | 東信   |
|   | 7月13日(水) |                  | 千曲会場 | 北信   |
|   | 7月20日(水) |                  | 伊那会場 | 南信   |

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月30日

長野県上田養護学校長 春原 超

## 1 入札に付する事項

- 調達をする物品及び数量  
29人乗り2WDマイクロバス 1台
- 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 納入期限

平成17年8月17日

## (4) 納入場所

長野県上田養護学校

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 調達をする物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字岩下462-1

長野県上田養護学校

電話 0268(35)2580

## 4 入札手続等

- 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年6月10日(金) 午後1時30分  
イ 場所 上田市大字岩下462-1  
長野県上田養護学校会議室
- 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育課